

(1) 学則案の全文

追手門学院大学学則

昭和41年4月1日

制定

第1章 総則

第1条 本大学は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、深く専門的な知識を授け、その研究と応用の能力を養うことを目的とし、高い人格教養と優れた健康を併せそなえ、国家の発展と社会福祉の増進に寄与する独創的で実践力に富む指導的人材の育成を使命とする。

第2条 本大学は、「追手門学院大学」と称する。

第3条 削除

第2章 組織

第4条 本大学に次の学部及び学科を置く。

文学部 人文学科

国際学部 国際学科

心理学部 心理学科

社会学部 社会学科

法学部 法律学科

経済学部 経済学科

経営学部 経営学科

地域創造学部 地域創造学科

2 本大学に共通教育機構を置く。

3 共通教育機構に関する規程は、別に定める。

第5条 本大学の修業年限は、4年とする。

2 在学年限は、8年を超えることができない。

第6条 本大学各学部及び学科の学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
文学部	人文学科	180名	5名	730名
国際学部	国際学科	150名	5名	610名
心理学部	心理学科	220名	10名	900名
社会学部	社会学科	350名	7名	1,414名
法学部	法律学科	230名		920名

経済学部	経済学科	400名	10名	1,620名
経営学部	経営学科	443名	7名	1,786名
地域創造学部	地域創造学科	230名		920名

第7条 本大学に大学院を置く。

2 大学院に関する規程は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

第8条 本大学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、春学期と秋学期の2学期に分け、期間については別に定める。

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 学院創立記念日（5月29日）
- (4) 本学が定めた夏期、冬期及び春期休業日

2 前項第4号の休業期間は、本学学年暦による。

3 学長は、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第4章 授業科目、単位数及び履修方法

第10条 授業科目は、共通教育科目、学科科目及び資格取得に関する科目に分ける。

2 共通教育科目は、ファウンデーション科目群、リベラルアーツ・サイエンス科目群、主体的学び科目群に区分する。

- (1) ファウンデーション科目群は、初年次科目分野、外国言語科目分野及び体育科目分野に区分する。
- (2) リベラルアーツ・サイエンス科目群は、リベラルアーツ・サイエンス系科目分野、人文学系科目分野、社会科学系科目分野、自然科学系科目分野に区分する。
- (3) 主体的学び科目群は、キャリア形成系科目分野及びキャリア展開系科目分野に区分する。

第11条 共通教育科目及び学科科目の種類並びに単位数は、別表第1のとおりとする。

第12条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

第13条 授業科目は、各学部の定める履修方法に従って、所定の単位を修得しなければならない。

- (1) 文学部
 - 共通教育科目 28単位以上
 - 学科科目 68単位以上
- (2) 国際学部
 - 共通教育科目 28単位以上
 - 学科科目 70単位以上
- (3) 心理学部

共通教育科目 28単位以上

学科科目 74単位以上

(4) 社会学部

共通教育科目 28単位以上

学科科目 70単位以上

(5) 法学部

共通教育科目 28単位以上

学科科目 62単位以上

(6) 経済学部

共通教育科目 28単位以上

学科科目 68単位以上

(7) 経営学部

共通教育科目 28単位以上

学科科目 78単位以上

(8) 地域創造学部

共通教育科目 28単位以上

学科科目 66単位以上

第14条 本大学における卒業に必要な最低修得単位数は、124単位とする。

第15条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の規定により、卒業後中学校又は高等学校の教員の免許状を得ようとする者のために教職課程を置く。

2 本大学において、教職課程の履修により授与資格を取得できる免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	教科
文学部	人文学科	中学校教諭一種免許状	国語 社会
		高等学校教諭一種免許状	国語 地理歴史
国際学部	国際学科	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英語
心理学部	心理学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
社会学部	社会学科	中学校教諭一種免許状	社会

		高等学校教諭一種免許状	公民
経済学部	経済学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史 公民 商業
経営学部	経営学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民 商業
地域創造学部	地域創造学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民

3 教職課程における資格取得に関する科目の種類及び単位数は、別表第2のとおりとする。

4 教職課程に関する規程は、別に定める。

第16条 博物館法(昭和26年法律第285号)の規定により、卒業後学芸員の資格を得ようとする者のために、博物館に関する科目を設ける。

2 博物館に関する科目の種類及び単位数は、別表第3のとおりとする。

3 学芸員資格取得のための履修規程は、別に定める。

第17条 社会教育法(昭和24年法律第207号)の規定により、社会教育主事となる資格及び社会教育士(養成課程)の称号を得ようとする者のために、社会教育主事の養成に係る社会教育に関する科目を設ける。

2 社会教育主事の養成に係る社会教育に関する科目の種類及び単位数は、別表第4のとおりとする。

3 社会教育主事となる資格及び社会教育士(養成課程)の称号を得るための履修規程は、別に定める。

第18条 削除

第19条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目には45時間の学修を要することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業科目による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で行われる授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業について、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して定められた時間の授業をもって1単位とする。

(4) 前3号の規定にかかわらず、卒業論文については、その学修の成果を評価して単位を授与する。

2 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うもの

とする。

- 3 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室以外の場所（外国を含む）において履修させることができる。
- 4 前項の規定により修得した単位数は、合わせて60単位を超えない範囲で卒業に要する単位数に算入することができる。
- 5 第3項の規定により実施する授業科目については、学期ごとに別に定める。
- 6 本大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第2項に規定する授業の一部を、校舎及び付属施設以外の場所（外国を含む）で行うことができる。

第20条 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

第21条 その年度に開講する授業科目は、毎学年始めに発表する。

第5章 科目修了、卒業及び学位

第22条 科目修了の認定は、試験によるほか、平素の成績を総合的に評価して行う。

- 2 成績評点は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。
- 3 合格を得た科目に対して所定の単位を与える。

第23条 本大学に入学する以前に修得した単位等は、各学部の定めるところにより、次のとおり認定することができる。

- (1) 本大学及び他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した授業科目の単位を含む。）は、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなす。
- (2) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修は、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与える。
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）における学修は、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与える。
- (4) 文部科学大臣が別に定める学修で、本大学における教育水準に相当すると認められたものは、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- (5) 前4号により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学及び他大学よりの転学の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えない範囲で卒業に要する単位数に算入することができる。

第24条 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う

通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 本大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う文部科学大臣が別に定める学修を本大学における授業科目の履修とみなし、所定の単位を与えることができる。

4 前3項により認定することができる単位数は、入学する以前に修得した単位と合わせて、60単位を超えない範囲で卒業に要する単位に算入することができる。

第25条 各科目とも出席すべき授業時数の3分の1以上欠席した者は、科目修了の認定を受けることができない。

第26条 本大学に4年以上在学し、所定の課程を修めた者をもって、卒業したものとする。

第27条 本大学を卒業した者には、次のとおり学位を授与する。

文学部

人文学科 学士（文学）

国際学部

国際学科 学士（国際学）

心理学部

心理学科 学士（心理学）

社会学部

社会学科 学士（社会学）

法学部

法律学科 学士（法学）

経済学部

経済学科 学士（経済学）

経営学部

経営学科 学士（経営学）

地域創造学部

地域創造学科 学士（地域創造学）

2 学位及び学位授与に関しては、本学則に定めるもののほか、本大学学位規程の定めるところによる。

第6章 入学、編入学、転学、在学、休学及び退学

第28条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

第29条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程で文部科学大臣が指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程により大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) 本大学における個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第30条 入学志願者に対して、検定を行い選抜する。検定の方法は、別に定める。

2 入学は、学部会議の意見を聴き学長が決定する。

第31条 入学に必要な手続は、別に定める。

第32条 所定の期日までに入学手続を履行しない者は、入学の許可を取り消す。

第33条 本大学の第3年次へ編入学又は他大学から本大学に転学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、これを許可する。

- (1) 大学を卒業した者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (6) 高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣が定める基準を満たすものを修了した者（学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

2 前項により入学した者の既修得単位の認定に関する事項については、別に定める。

第34条 前条により編入学又は転学を許可された者は、第5条の規定にかかわらず、修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えることができない。

第35条 本大学の他学部への転学部及び他学科への転学科は、欠員がある場合に限り、選考の上、第2年次又は第3年次の始めにおいて許可することがある。

第36条 病気その他やむを得ない理由で修学できない場合は、保証人連署の上、休学願を学部長に提出し、その許可を得てその学期又はその年度を休学することができる。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、引き続き2年を超えることができない。

3 休学の期間は、通算して3年を超えることができない。

4 休学の期間は、在学年数に算入しない。

第37条 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願を学部長に提出し、その承認を得なければならない。

第38条 休学中は、授業料その他の学費を減免する。

2 前項により減免する授業料その他の学費及びその額は、別にこれを定める。

第39条 退学しようとする者は、その事由を具して保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第40条 前条により退学した者又は除籍された者が同一の学科に再入学を願い出たときは、退学又は除籍後2年以内に限り、選考の上許可することがある。ただし、第66条第1号の規定により除籍された者は、再入学を許可しない。

第41条 他の大学へ入学又は転学を志望するときは、学長の許可を受けなければならない。

第7章 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生

第42条 学校、官庁その他の公共団体等から特定の学科目を指定して修学を委託されたときは、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

第43条 本大学の学生以外の者で、特定の授業科目を指定して履修を願い出る者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生がその履修した授業科目の試験を受け、合格した授業科目については、単位を与える。

第44条 本大学の学生以外の者で、特定の授業科目を指定して聴講を願い出る者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

第45条 本大学において研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

第46条 外国人で第29条に定める資格を有する者が、第30条によらないで本邦所在の外国公館の推薦により出願するときは、選考の上、外国人特別学生として入学を許可することがある。

2 外国人特別学生には、本学則の規定を準用する。

第47条 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生に関する規則は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

第48条 第1条から第4条まで、第7条から第11条まで、第15条から第21条まで、第31条、第32条、第39条、第42条から第45条まで、前条、第53条、第54条、第57条から第61条まで、第64条から第66条

までの規定は、委託生、科目等履修生、聴講生及び研究生に準用する。

2 前項に定める規定のほか、第28条、第29条の規定は、委託生及び聴講生に準用する。

3 第1項に定める規定のほか、第23条、第25条、第29条の規定は、科目等履修生に準用する。

第8章 入学検定料、入学金、授業料等

第49条 本大学に入学を出願する者は、入学検定料を納付しなければならない。

2 前項に定める入学検定料の額については、追手門学院大学授業料等納付規程にこれを定める。

3 既納の入学検定料は、いかなる事情があっても返付しない。

第50条 本大学に入学を許可された者は、入学金及び所定の学費を納付しなければならない。

2 入学金は、160,000円とする。

第51条 学生は、授業料その他所定の学費を納付しなければならない。

第52条 授業料その他学費の額は、別表第6のとおりとし、その徴収については別にこれを定める。

第53条 委託生は、次に定める研修指導費を納付しなければならない。

(1) 非実験系 月額 15,000円

(2) 実験系 月額 20,000円

2 科目等履修生は、次に定める審査料及び履修料を納付しなければならない。

(1) 履修を出願するとき

審査料 15,000円

本大学の卒業者又は科目等履修生継続者は免除する。

(2) 履修を許可されたとき

履修料 1単位につき 15,000円

3 聴講生は、次に定める審査料及び聴講料を納付しなければならない。

(1) 聴講を出願するとき

審査料 10,000円

本大学の卒業者又は聴講生継続者は免除する。

(2) 聴講を許可されたとき

聴講料 1単位につき 8,000円

4 研究生は、次に定める審査料及び研究指導費を納付しなければならない。

(1) 研究生として出願するとき

審査料 15,000円

本大学の卒業者又は研究生継続者は免除する。

(2) 研究生として許可されたとき

研究指導費 300,000円

本大学の卒業者又は研究生継続者は、研究指導費の半額を免除する。

第54条 既納の入学金、授業料その他の学費、研修指導費、履修料、聴講料、審査料及び研究指導費は、いかなる事情があっても返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、本大学に入学を許可された者が指定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、その請求により入学金を除く授業料その他の学費を返付する。

3 前項の返付に関する取扱いは、別に定める。

第9章 職員組織

第55条 本大学に教員及び事務職員を置く。

2 教員を分けて教授、准教授、講師及び助教とする。

3 事務職員の職制については、別に定める。

第56条 本大学に学長、副学長、学部長及び副学部長を置く。

2 学長は、校務を掌り所属教職員を統督する。

3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。副学長に関する規程は、別に定める。

4 学部長は、当該学部の学務を管掌する。

5 副学部長は、学部長を補佐し、学部長の指示の下で、学部の業務を掌理する。

第10章 全学教授会、学部会議、教育研究評議会及び委員会

第57条 本大学に全学教授会、学部会議、教育研究評議会及び必要に応じ各種委員会を置く。

2 全学教授会、学部会議及び教育研究評議会は、学長の諮問機関とする。

3 全学教授会、学部会議及び教育研究評議会について必要な事項に関する規程並びに各種委員会に関する規程は、別に定める。

第11章 附置施設及び附属図書館

第58条 本大学に研究所、センターその他の附置施設を置くことができる。

2 附置施設に関する規程は、別に定める。

第59条 本大学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

第12章 附属施設及び福利厚生施設

第60条 本大学に次の附属施設を置く。

- (1) 体育館
- (2) 学生会館
- (3) 学友会センター
- (4) 第2学友会センター
- (5) 日本文化研修道場
- (6) トレーニングセンター

2 附属施設に関する規程は、別に定める。

第61条 本大学に次の福利厚生施設を置く。

- (1) 食堂
- (2) 売店

2 福利厚生施設に関する事項は、別に定める。

第13章 学友会

第62条 本大学に学友会を設ける。

- 2 本大学学生は、すべて学友会に加入しなければならない。
- 3 学友会に関する規程は、別に定める。

第14章 賞罰及び除籍

第63条 学生で特に他の学生の模範とすべき行為のあったときは、表彰することがある。

第64条 学生で本大学の規則若しくは命令に違背し、又は学生の本分に反する行為があったときは、その軽重に従ってこれを懲戒する。懲戒処分の手続については別に定める。

- 2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第65条 学生で学力劣等にして成業の見込みがないと認められる者又は正当の理由がなく出席が常でない者は、当該学部会議の議を経て、これを退学させる。

第66条 学生で次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 在学8年を超える者
- (2) 休学期間が通算3年を超える者
- (3) 疾病その他の事故により成業の見込みがないと認められる者
- (4) 授業料その他学費を督促しても納付しない者

附 則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年12月10日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年6月24日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定にかかわらず昭和61年度から昭和70年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員
経済学部	名
経済学科	300
経営学科	300

文学部	
心理学科	100
社会学科	100
東洋文化学科	100
イギリス・アメリカ語学文学科	100
計	1,000

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定にかかわらず平成2年度から平成10年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	
	平成2年度～平成7年度	平成8年度～平成10年度
経済学部	名	名
経済学科	350	300
経営学科	350	300
文学部		
心理学科	120	90
社会学科	120	90
東洋文化学科	120	80
イギリス・アメリカ語学文学科	120	120
計	1,180	980

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第15条の規定については、平成2年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成3年12月13日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1995年4月1日から施行する。

(経済学部経営学科並びに文学部心理学科及び社会学科の存続に関する経過措置)

(1) 経済学部経営学科並びに文学部心理学科及び社会学科は、この学則による改正後の第4条の規定にかかわらず、1995年3月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

(1995年3月31日に在学する者の経過措置)

(2) 1995年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(入学定員の臨時措置)

(3) この学則による改正後の第6条の規定にかかわらず、1995年度から1998年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	
	1995年度	1996年度～1998年度
経済学部	名	名
経済学科	350	300
経営学部		
経営学科	350	300
人間学部		
心理学科	120	90
社会学科	120	90
文学部		
東洋文化学科	120	80
イギリス・アメリカ語学文学科	120	120
計	1,180	980

附 則

この学則は、1996年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定にかかわらず1996年度から1999年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	
	1996年度～1998年度	1999年度
経済学部	名	名
経済学科	350	300
経営学部		
経営学科	350	300
人間学部		
心理学科	120	100
社会学科	120	100
文学部		
東洋文化学科	120	100
イギリス・アメリカ語学文学科	120	100
計	1,180	1,000

附 則

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1998年4月1日から施行する。

(文学部東洋文化学科及びイギリス・アメリカ語学文学科の存続に関する経過措置)

(1) 文学部東洋文化学科及びイギリス・アメリカ語学文学科は、この学則による改正後の第4条の規定にかかわらず、1998年3月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

(1998年3月31日に在学する者の経過措置)

(2) 1998年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(入学定員の臨時措置)

(3) この学則による改正後の第6条の規定にかかわらず、1998年度から1999年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	
	1998年度	1999年度
経済学部	名	名
経済学科	230	200
国際経済学科	160	140
経営学部		

経営学科	350	300
人間学部		
心理学科	120	100
社会学科	120	100
文学部		
アジア文化学科	150	130
英語文化学科	120	100
計	1,250	1,070

附 則

この学則は、1998年5月1日から施行する。

附 則

この学則は、1999年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定にかかわらず、1999年度の入学定員は次のとおりとする。

学部・学科	入学定員
	1999年度
経済学部	名
経済学科	230
国際経済学科	160
経営学部	
経営学科	230
国際経営学科	160
人間学部	
心理学科	160
社会学科	120
文学部	
アジア文化学科	150
英語文化学科	120
計	1,330

附 則

この学則は、1999年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、2000年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定にかかわらず、2000年度から2003年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員			
	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
経済学部	名	名	名	名
経済学科	224	218	212	206
国際経済学科	156	152	148	144
経営学部				
経営学科	224	218	212	206
国際経営学科	156	152	148	144
人間学部				
心理学科	155	150	145	140
社会学科	115	110	105	100
文学部				
アジア文化学科	144	138	132	126
英語文化学科	118	116	114	112
計	1,292	1,254	1,216	1,178

附 則

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2005年4月1日から施行する。

(経済学部国際経済学科及び経営学部国際経営学科の存続に関する経過措置)

- (1) 経済学部国際経済学科及び経営学部国際経営学科は、この学則による改正後の第4条の規定にかかわらず、2005年3月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

(2005年3月31日に在学する者の経過措置)

- (2) 2005年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

(人間学部心理学科及び社会学科の存続に関する経過措置)

- (1) 人間学部心理学科及び社会学科は、この学則による改正後の第4条の規定にかかわらず、2006年3月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

(2006年3月31日に在学する者の経過措置)

- (2) 2006年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年12月22日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

(文学部アジア文化学科及び英語文化学科の存続に関する経過措置)

- (1) 文学部アジア文化学科及び英語文化学科は、この学則による改正後の第4条の規定にかかわらず、2007年3月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

(2007年3月31日に在学する者の経過措置)

- (2) 2007年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前

の例による。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

(文学部アジア文化学科及び英語文化学科の存続に関する経過措置)

(1) 文学部アジア文化学科及び英語文化学科は、この学則による改正後の第4条の規定にかかわらず、2007年3月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

(2007年8月31日に在学する者の経過措置)

(2) 2007年3月31日に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、2006年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2009年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2011年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2013年5月1日から施行する。

附 則

この学則は、2013年6月28日から施行する。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年5月29日から施行する。

附 則

この学則は、2014年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

(経済学部ヒューマンエコノミー学科の存続に関する経過措置)

- (1) 経済学部ヒューマンエコノミー学科は、この学則による改正後の第4条の規定にかかわらず、2015年3月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。(2015年3月31日に在学する者の経過措置)

附 則

この学則は、2015年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この学則は2017年4月1日から施行し、国際教養学部アジア学科から国際教養学部国際日本学科への名称変更に伴う改正規定は、2017年4月1日以降の入学生に適用する。

(2017年3月31日に在学する者の経過措置)

2017年3月31日に国際教養学部アジア学科に在学する者については、この学則の改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2016年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2017年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2019年4月1日から施行する。ただし、第13条第1号「経済学部」 学科科目の改正については、2017年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、2019年4月1日から施行する。

(経営学部マーケティング学科の存続等に関する経過措置)

(1) 経営学部マーケティング学科は、この学則による改正後の第4条の規定にかかわらず、2019年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(2019年3月31日に在学する者の経過措置)

(2) 2019年3月31日に経営学部マーケティング学科に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(経営学部の収容定員に関する経過措置)

(3) 改正後の第6条の規定にかかわらず、経営学部マーケティング学科の2019年度からの学生募集停止に伴う経営学部の2019年度から2021年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学科	2019年度	2020年度	2021年度
経営学科	1,117名	1,340名	1,563名
マーケティング学科	666名	440名	220名
経営学部 計	1,783名	1,780名	1,783名

附 則

この学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2022年4月1日から施行する。

(国際教養学部国際教養学科及び国際日本学科の存続等に関する経過措置)

(1) 国際教養学部国際教養学科及び国際日本学科は、この学則による改正後の第4条の規定にかかわ

らず、2022年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(2022年3月31日に在学する者の経過措置)

(2) 2022年3月31日に国際教養学部国際教養学科及び国際日本学科に在学する者については、この学則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2023年4月1日から施行する。

別表第1(第11条関係)

1 共通教育科目

(1) ファウンデーション科目群

科目分野	授業科目	単位数
初年次科目	数的処理入門	2
	日本語表現	2
	コンピュータ入門1	1
	コンピュータ入門2	1
外国言語科目	総合英語1	2
	総合英語2	2
	Online English Seminar1	1
	Online English Seminar2	1
	Online English Seminar3	1
	Online English Seminar4	1
	Advanced English1	1
	Advanced English2	1
	Academic English1	1
	Academic English2	1
	ドイツ語1	1
	ドイツ語2	1
	フランス語1	1
	フランス語2	1
	中国語1	1

	中国語2	1
	日本語読解中級1	1
	日本語読解中級2	1
	日本語聴解中級1	1
	日本語聴解中級2	1
	日本語読解上級1	1
	日本語読解上級2	1
	日本語聴解上級1	1
	日本語聴解上級2	1
体育科目	スポーツ実習1	1
	スポーツ実習2	1
	ネイチャーアクティビティ1	1
	ネイチャーアクティビティ2	1

(2) リベラルアーツ・サイエンス科目群

科目分野	授業科目	単位数
リベラルアーツ・サイエンス系科目	知の探究	2
	未来課題	2
	L&Sゼミ	2
人文学系科目	哲学	2
	芸術学	2
	日本文学	2
	中国文学	2
	西洋文学	2
	言語学	2
	ことばと文化	2
	日本史	2
	アジア・オセアニア史	2
	西洋史	2
	人文地理学	2
	民俗学	2
	国際異文化理解1	10
	国際異文化理解2	10

社会科学系科目	法学	2
	日本国憲法	2
	政治学	2
	国際関係論	2
	経済学	2
	経営学	2
	社会・経済思想	2
	社会学	2
	社会福祉学	2
	教育学	2
	スポーツ学	2
	社会の心理	2
	認知の科学	2
自然科学系科目	ものの科学	2
	生命の科学	2
	情報の科学	2

(3) 主体的学び科目群

科目分野	授業科目	単位数
キャリア形成系科目	自己との対話	1
	追手門アイデンティティ	2
	キャリアデザイン	2
	ボランティア論	2
	キャリア形成プロジェクト	2
	キャリア言語	2
	キャリア数学	2
	リーダーシップ入門	2
	ファシリテーション入門	2
	日本事情1	2
	日本事情2	2
	キャリア展開系科目	リーダーシップ実地基礎演習
リーダーシップゼミナール1		2
リーダーシップゼミナール2		2

リーダーシップ実地発展演習	2
キャリア実践英語1	2
キャリア実践英語2	2
インターンシップ実習	1
インターンシップ実習	1
インターンシップ実習	1
インターンシップ実習	1
プロジェクト実践	1
プロジェクト実践	1
プロジェクト実践	1
プロジェクト実践	1
スポーツケア演習	2
交換留学	4
交換留学	4
海外セミナー	4
短期海外セミナー	2
Japan Program (Japanese History and Literature) 1	2
Japan Program (Japanese History and Literature) 2	2
Japan Program (Japanese Traditional and Contemporary Culture) 1	2
Japan Program (Japanese Traditional and Contemporary Culture) 2	2
Japan Program (Modern Japanese Society) 1	2
Japan Program (Modern Japanese Society) 2	2
Japan Program (Japanese Business and Management) 1	2

Japan Program (Japanese Business and Management) 2	2
Japan Program (Social Issues in Japan) 1	2
Japan Program (Social Issues in Japan) 2	2
海外インターンシップ	4
国際現地研修	4
グローバルキャリア論	2
日本事情3	2
日本事情4	2
留学生キャリア形成演習1	2
留学生キャリア形成演習2	2

別に定める放送大学の科目を修得した場合並びに大学コンソーシアム大阪単位互換協定により科目を修得した場合及び別に定める資格・検定試験で一定以上の成績を修めた場合は、主体的学び科目群の単位として認定する。

2 学科科目

(1) 文学部

人文学科

授業科目	単位数
新入生演習	2
日本学入門	2
人文学演習	2
日本文学概論1	2
日本文学概論2	2
古典基礎1	2
古典基礎2	2
日本語学概論1	2
日本語学概論2	2
日本史概論	2
グローバル化と日本	2
文化人類学	2

日本文化論	2
美学概論	2
日本美術史概論	2
建築文化入門	2
くずし字	2
博物館入門	2
人文学情報検索法	2
日本文学1(古典)	2
日本文学2(近現代)	2
日本文学3(超域)	2
日本文学4(漢文1)	2
日本文学5(漢文2)	2
日本文学史1(古典)	2
日本文学史2(近現代)	2
日本語学1(音声・音韻)	2
日本語学2(文法)	2
日本語史	2
日本古代史	2
日本中世史	2
日本近世史	2
日本近現代史	2
日本文化史1	2
日本文化史2	2
西洋文化史1	2
西洋文化史2	2
日本文化遺産論	2
批評理論	2
日本の芸能と文学	2
大阪・京都の文学	2
アジアの文学	2
文学作品研究	2
日本語の方言	2
日本芸能史	2

芸能研究	2
近代演劇論	2
シナリオ論	2
アニメ・漫画文化論	2
日本文学特殊講義1(古典)	2
日本文学特殊講義2(近現代)	2
日本文学特殊講義3(超域)	2
古文書学	2
日本史料学	2
史料演習	2
日本宗教・思想史	2
グローバルヒストリー	2
畿内・上方文化論	2
大阪学	2
日本史特殊講義1	2
日本史特殊講義2	2
アジア文化論	2
メディア文化論	2
ポップカルチャー論	2
デザイン文化論	2
都市文化史	2
都市景観論	2
生活文化史	2
居住空間史	2
住宅構法論	2
日本建築史	2
西洋建築史	2
近代建築史	2
地誌学1	2
地誌学2	2
日本文化特殊講義1	2
日本文化特殊講義2	2
日本文化フィールドワーク	2

日本語教育入門	2
日本語教授法	2
日本語教育演習	2
日本語教育実習	1
書道1	2
書道2	2
国語科教育論1	2
国語科教育論2	2
国語科教育論3	2
国語科教育論4	2
電子出版	2
第二言語習得	2
言語と心理	2
博物館概論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2
博物館資料保存論	2
博物館展示論	2
博物館教育論	2
博物館情報・メディア論	2
コンピュータデザイン	2
博物館実習	3
製図基礎	2
建築文化論1	2
建築文化論2	2
建築文化論3	2
建築文化論4	2
西洋史概説1	2
西洋史概説2	2
東洋史概説1	2
東洋史概説2	2
人文地理学概説1	2
人文地理学概説2	2

自然地理学概説1	2
自然地理学概説2	2
法律学概論1	2
法律学概論2	2
社会学概論1	2
社会学概論2	2
倫理学概論1	2
倫理学概論2	2
社会科教育論1（地理歴史分野）	2
社会科教育論2（公民分野）	2
社会科・地理歴史科教育論	2
社会科・公民科教育論	2
社会教育概論1	2
社会教育概論2	2
文献講読	2
専門演習1	2
専門演習2	2
専門演習3	2
専門演習4	2
専門演習5	2
卒業研究	6

(2) 国際学部

国際学科

授業科目	単位数
English 1 (Reading & Writing)	4
English 2 (Reading & Writing)	4
English 3 (Communication)	4
English 4 (Speech & Presentation)	4
English 5 (English for Qualification)	2
English 6 (English for Conversation)	2
Advanced English 1 (プレゼンテーション演習)	2
Advanced English 2 (クリティカルシンキング演習)	2
Advanced English 3 (資格英語演習)	2

Advanced English 4 (アカデミックライティング演習)	2
国際・地域文化関係論 (基礎)	2
国際・地域交流論 (基礎)	2
国際・地域言語表現論 (基礎)	2
グローバルビジネス論	2
グローバルビジネス論	2
グローバルビジネス論	2
国際開発支援論	2
国際開発支援論	2
国際開発支援論	2
英語学概論1	2
英語学概論2	2
英語学概説1	2
英語学概説2	2
英文学概論	2
米文学概論	2
イギリス歴史・文化講義	2
アメリカ歴史・文化講義	2
グローバル論	2
多文化マネジメント論	2
ICTとイノベーション	2
国際・地域文化関係論 (展開)	2
国際・地域交流論 (展開)	2
国際・地域言語表現論 (展開)	2
国際・地域文化関係論 (特殊講義)	2
国際・地域交流論 (特殊講義)	2
国際・地域言語表現論 (特殊講義)	2
グローバルビジネス論	2
グローバルビジネス論特殊講義	2
グローバルビジネス論特殊講義	2
国際開発支援論	2
国際開発支援論特殊講義	2
国際開発支援論特殊講義	2

グローバル言語特殊講義	2
グローバル言語特殊講義	2
グローバル言語特殊講義	2
グローバル言語特殊講義	2
留学特別演習1	1
留学特別演習2	1
国際体験	4
国際体験	4
国際体験	4
数理・DS・AI 1	2
数理・DS・AI 2	2
情報セキュリティー	2
テキスト解析	2
デジタルコンテンツ開発演習	2
データベース演習	2
Global Seminar 1	2
Global Seminar 2	2
Global Studies 1	2
Global Studies 2	2
Global Studies 3	2
Global Studies 4	2
プロジェクト1	2
プロジェクト2	2
プロジェクト3	2
プロジェクト4	2
自主研究	2
自主研究	2
日本語演習1	2
日本語演習2	2
ビジネス日本語1	2
ビジネス日本語2	2
卒業研究	4

(3) 心理学部

心理学科

授業科目	単位数
特別演習1	2
特別演習2	2
卒業研究1	2
卒業研究2	2
卒業論文	4
心理学概論1	2
心理学概論2	2
心理学総合科目	2
倫理学概論1	2
倫理学概論2	2
社会学概論1	2
社会学概論2	2
心理学の歴史	2
公認心理師の職責	2
関係行政論	2
認知・脳科学概論	2
知覚・認知心理学	2
認知心理学	2
神経・生理心理学	2
認知神経心理学	2
感情心理学	2
社会認知神経科学	2
生涯発達・生涯教育心理学概論	2
発達心理学	2
教育心理学	2
子ども学	2
カウンセリング心理学	2
家族心理学	2
比較心理学	2
学習・言語心理学	2

教育・学校心理学	2
実験発達心理学	2
臨床心理学概論	2
心理学的支援法	2
感情・人格心理学	2
精神分析学	2
精神疾患とその治療	2
人体の構造と機能及び疾病	2
司法臨床心理学	2
障害者・障害児心理学	2
医療臨床心理学	2
福祉心理学	2
遊戯療法論	2
認知行動療法論	2
健康・医療心理学	2
社会・犯罪心理学概論	2
社会・集団・家族心理学	2
社会心理学	2
司法・犯罪心理学	2
対人行動論	2
産業・組織心理学	2
心理学実験	2
心理調査法実習	1
心理検査実習1	1
心理検査実習2	1
心理面接実習1	1
心理面接実習2	1
認知神経科学特講	2
認知心理学特講	2
生涯発達心理学特講	2
生涯教育心理学特講	2
犯罪心理学特講	2
社会心理学特講	2

認知神経心理学演習	2
行動論演習	2
心理演習	2
心理療法演習1	2
心理療法演習2	2
心理療法演習3	2
心理療法演習4	2
心理療法演習5	2
心理療法演習6	2
心理療法演習7	2
上級査定法演習1	2
上級査定法演習2	2
心理学入門演習	2
ライフスタイル演習	2
心理実習1	2
心理実習2	2
メンタルケア演習	2
チャイルドサポート演習	2
ビジネスリサーチ演習	2
リサーチャー演習	2
心理学統計法1	2
心理学統計法2	2
心理学的データ解析	2
心理学研究法	2
心理的アセスメント	2
初級心理学外書講読	2
中級心理学外書講読	2
認知心理学講読	2
生涯教育心理学講読	2
発達心理学講読	2
社会心理学講読	2
臨床心理学講読	2
人工知能・認知科学概論1	2

人工知能・認知科学概論2	2
自然言語処理概論	2
科学技術と産業倫理概論	2
基礎数学1	2
基礎数学2	2
統計数学	2
情報リテラシー	2
科学技術プログラミング演習1	2
科学技術プログラミング演習2	2
データサイエンス演習1	2
データサイエンス演習2	2
自然言語解析	2
自然言語処理応用	2
音声認識	2
メディア概論	2
画像・映像処理概論	2
パターン認識概論	2
コンピュータ・グラフィクス基礎	2
データマイニング概論	2
学習アルゴリズム	2
学習アルゴリズム演習	2
データ情報学概論	2
認知科学基礎	2
クラウドソーシング活用法	2
思考・発見過程分析	2
人間の思考と人工知能	2
身体制御システム論	2
認知計算論	2
信号解析	2
計算機アーキテクチャ	2
情報セキュリティ入門	2
メディアインターフェイス	2
システム解析入門	2

応用プログラミング演習1	2
応用プログラミング演習2	2
国際コミュニケーション論	4
国際特別演習	4
国際事情	4
国際表現演習	4
法律学概論1	2
法律学概論2	2
文化人類学	2
社会福祉概論1	2
社会福祉概論2	2

(4) 社会学部

社会学科

授業科目	単位数
社会学入門演習1	2
社会学入門演習2	2
基礎演習1	2
基礎演習2	2
専門演習1	2
専門演習2	2
卒論演習1	2
卒論演習2	2
卒業論文・卒業研究	6
現代社会学基礎	2
社会文化デザイン基礎	2
社会問題基礎	2
社会調査基礎	2
社会調査法	2
文化人類学	2
多変量解析法	2
データ分析基礎	2
量的調査法	2
社会学理論	2

質的調査法	2
社会学史	2
情報社会学	2
流行の社会学	2
グローバル社会論	2
科学技術論	2
都市社会論	2
食と農の社会学	2
消費社会論	2
社会問題論	2
家族問題論	2
福祉社会学	2
人権問題論	2
病いの社会学	2
社会階層論	2
現代社会論演習1	2
現代社会論演習2	2
現代社会リサーチ演習1	2
現代社会リサーチ演習2	2
リスク社会論	2
現代社会論	2
環境社会学	2
現代社会特論	2
比較文化論	2
犯罪社会学	2
ダイバーシティの社会学	2
社会調査演習1	2
社会調査演習2	2
ジェンダーの社会学	2
医療社会学	2
現代メディア論	2
マスコミ論	2
文化社会学	2

サブカルチャー論	2
芸術社会論	2
芸能文化論	2
コミュニケーションの社会学	2
身体表現論	2
人間関係論	2
演劇論	2
社会文化デザイン演習1	2
社会文化デザイン演習2	2
コミュニケーション・表現入門演習1	2
コミュニケーション・表現入門演習2	2
コミュニケーション・表現演習1	2
コミュニケーション・表現演習2	2
サブカルチャー特論	2
メディア文化構想特論	2
現代文化論	2
広告の社会学	2
演劇・ダンス演習	2
アート環境創造特論	2
コミュニケーション表現特論	2
社会問題特論1	2
社会問題特論2	2
現代社会学特殊講義1	2
現代社会学特殊講義2	2
社会文化デザイン特殊講義1	2
社会文化デザイン特殊講義2	2
社会問題特殊講義1	2
社会問題特殊講義2	2
スポーツ社会学	2
スポーツ文化論	2
スポーツ教育学	2
スポーツ心理学	2
スポーツ戦略論	2

スポーツ産業論	2
身体運動行為論	2
スポーツ情報学	2
スポーツ情報戦略論	2
コーチング論	2
スポーツ都市文化論	2
現代社会とスポーツ医学	2
地域社会とスポーツ	2
学校社会・健康スポーツ論	2
発育発達論	2
スポーツ文化概論1	2
スポーツ文化概論2	2
スポーツフィールド実習	2
グローバルスポーツ論	2
身体機能測定評価演習	2
健康スポーツの生理学	2
健康運動プログラム演習	2
国際コミュニケーション論	4
国際特別演習	4
国際事情	4
国際表現演習	4
社会学概論1	2
社会学概論2	2
哲学概論1	2
哲学概論2	2
法律学概論1	2
法律学概論2	2
社会福祉概論1	2
社会福祉概論2	2
日本史概説1	2
日本史概説2	2
西洋史概説1	2
西洋史概説2	2

東洋史概説1	2
東洋史概説2	2
人文地理学概説1	2
人文地理学概説2	2
自然地理学概説1	2
自然地理学概説2	2
地誌学1	2
地誌学2	2
教育心理学	2

(5) 法学部

法律学科

授業科目	単位数
法律基礎	2
法律基礎	2
法学研究法	2
法学研究法	2
ゼミナール	2
ゼミナール	2
ゼミナール	2
ゼミナール	2
法学入門	2
法哲学	2
法社会学	2
法制史	2
比較法	2
憲法	2
憲法	2
行政法	2
行政法	2
行政法	2
行政法	2
民法	2
民法	2

民法	2
民法	2
民法	2
刑法	2
刑法	2
商法	2
商法	2
商法	2
民事手続法	2
民事手続法	2
民事手続法	2
刑事手続法	2
刑事手続法	2
刑事政策	2
国際関係法	2
国際関係法	2
国際取引法	2
労働法	2
労働法	2
社会保障法	2
地方自治法	2
環境法	2
立法学	2
消費者法	2
知的財産法	2
経済法	2
法と政治	2
法と経済	2
法と政策	2
法と心理	2
ジェンダーと法	2
科学技術と法	2
行政倫理と自治体法務	2

企業倫理と企業法務	2
-----------	---

(6) 経済学部

経済学科

授業科目	単位数
初級演習	2
コース演習	2
専門演習	2
専門演習	2
専門演習	2
専門演習	2
実践基礎経済学	2
統計学総論	2
経済数学入門	2
ミクロ経済学入門	2
マクロ経済学入門	2
ミクロ経済学	4
マクロ経済学	4
論文演習	2
日本経済史	2
グローバルヒストリー	2
地域とくらし	2
社会とくらし	2
租税論	4
経済政策総論	2
行政法	2
地方財政	2
リスクと向き合う経済学	2
金融ビジネス論	2
国際金融論1	2
国際金融論2	2
ファイナンス	2
ファイナンス演習	2

環境経済学1	2
環境経済学2	2
公共政策	2
公共政策演習	2
地球環境概論	2
地球環境論演習	2
消費経済論1	2
消費経済論2	2
消費者保護論	2
消費データ分析	2
マーケティング	2
生活経済論1	2
生活経済論2	2
社会保障	4
少子高齢化社会論	2
女性起業論	2
男女共同参画社会論	2
ジェンダー論	2
多様社会特殊講義	2
国際メディア論	2
アメリカ経済論	2
アジア経済論	2
ヨーロッパ経済論	2
オーストラリア経済論	2
国際ビジネスコミュニケーション	2
民法入門	2
政治学概論1	2
政治学概論2	2
法学・政治学特殊講義	2
統計学演習	2
ミクロ経済学演習	2
マクロ経済学演習	2
産業組織論	2

産業組織論演習	2
労働経済学1	2
労働経済学2	2
企業財務入門	2
企業会計原則	2
資産管理	2
情報分析	2
テレワークと経済	2
ビジネス・エコノミクス	2
関西経済	2
日本経済	2
日本経済演習	2
財政学	4
金融論	4
SDGsと経済	2
経済理論・経済史特殊講義	2
外国経済特殊講義	2
人的資源特殊講義	2
労働法制の経済学	2
計量経済学	4
応用ミクロ経済学	2
行動経済学	2
国際経済学	4
経済変動論	2
ビジネス数理スキル(基礎)	2
ビジネス数理スキル(応用)	2
ビジネスリテラシー(基礎)	2
ビジネスリテラシー(応用)	2
キャリアシミュレーション(基礎)	2
キャリアシミュレーション(応用)	2
日本史概説1	2
日本史概説2	2
西洋史概説1	2

西洋史概説2	2
東洋史概説1	2
東洋史概説2	2
職業指導論	2
人文地理学概説1	2
人文地理学概説2	2
自然地理学概説1	2
自然地理学概説2	2
地誌学1	2
地誌学2	2
国際コミュニケーション論	4
国際事情	4
国際特別演習	4
国際表現演習	4

(7) 経営学部

経営学科

授業科目	単位数
入門演習1	2
入門演習2	2
基礎演習1	2
基礎演習2	2
発展演習1	2
発展演習2	2
卒業演習1	2
卒業演習2	2
国際コミュニケーション論	4
国際事情	4
国際特別演習	4
国際表現演習	4
経営学プロジェクト	2
経営学への招待	4
経営学への招待	4
マーケティング論基礎	2

初級会計学原理	2
民法（総則）	2
経営における心理学	2
経営情報論	2
経済学基礎	2
法律学基礎	2
哲学基礎	2
経営管理論	2
経営戦略論	2
経営組織論	2
人的資源管理論	2
人事労務管理論	2
生産管理論	2
オペレーションズマネジメント	2
財務管理論	2
ファイナンス論	2
国際経営論	2
経営倫理	2
経営行動論	2
現代企業論	2
中小企業論	2
ベンチャー企業論	2
多国籍企業論	2
CSR経営論	2
経営史	2
ビッグビジネス論	2
マーケティング論	2
流通システム基礎	2
流通システム	2
サービスマーケティング論	2
マーケティングリサーチ	2
消費者行動論	2
インターネットマーケティング基礎	2

インターネットマーケティング	2
初級簿記演習	4
商業簿記演習	4
工業簿記演習	4
初級簿記	2
中級簿記	2
中級会計学原理	2
工業簿記	2
原価計算論	2
管理会計論	2
コスト・マネジメント論	2
財務諸表論	2
経営分析論	2
監査論	2
国際会計論	2
民法（物権法）	2
民法（債権法総論）	2
民法（債権法各論）	2
商法	2
会社法基礎	2
知的財産法	2
社会保障法	2
行政法	2
刑法	2
企業法務	2
会社法	2
手形・小切手法	2
国際法	2
税法総論	2
税法各論	2
金融法	2
労働関連法	2
社会調査法1	2

社会調査法2	2
心理データ解析基礎	2
心理データ解析	2
心理統計学基礎	2
コミュニケーションの心理学	2
ビジネスの社会心理学	2
ビジネス心理実習	4
心理統計学	2
コミュニティ心理学	2
組織心理学	2
感性・デザイン心理学	2
広告心理学	2
数学基礎	2
統計学基礎	2
プログラミング入門	2
情報数学基礎	2
情報数学	2
情報統計学基礎	2
情報統計学	2
情報科学基礎	2
情報科学	2
プログラミング基礎	2
プログラミング演習	2
経営情報システム	2
コンピュータネットワーク	2
データベース	2
オペレーションズ・リサーチ基礎	2
オペレーションズ・リサーチ	2
アルゴリズムとデータ構造	2
アルゴリズムとデータ構造演習	2
機械学習	2
インターネットビジネス	2
デジタルマネジメント	2

マルチメディア	2
情報と職業	2

(8) 地域創造学部

地域創造学科

授業科目	単位数
地域創造実践演習（入門）1	2
地域創造実践演習（入門）2	2
地域創造実践演習（基礎）1	2
地域創造実践演習（基礎）2	2
地域創造実践演習（展開）1	2
地域創造実践演習（展開）2	2
地域創造実践演習（発展）	2
地域創造実践演習（総括）	2
卒業研究	4
地域創造学概論	2
地域調査法	2
経済学基礎論	2
マネジメント基礎論	2
会計学基礎論	2
北摂学	2
男女共同参画社会論	2
少子高齢化社会論	2
地域コミュニティ論	2
地域づくりと障害者	2
地域づくりと環境	2
地域文化史研究	2
現代社会論	2
グローバル社会論	2
社会学概論1	2
社会学概論2	2
文化人類学	2
人文地理学概説1	2
人文地理学概説2	2

法律学概論1	2
法律学概論2	2
データ分析の基礎	2
質的調査法	2
GIS実習	2
地域政策論1	2
地域政策論2	2
地方自治論	2
地域経済論	2
地域産業論	2
自治体政策論	2
公共政策論	2
住民参加論	2
都市政策論	2
地域開発論	2
地域経営論	2
ソーシャルビジネス論	2
産業・企業演習	2
地域デザイン概論1	2
地域デザイン概論2	2
都市空間計画論	2
農村計画論	2
都市デザイン史	2
住生活論1	2
住生活論2	2
都市景観論	2
都市表象論	2
ユニバーサルデザイン論	2
都市・地域安全論	2
災害復興論	2
地域デザイン演習1	2
地域デザイン演習2	2
観光学1	2

観光学2	2
観光産業論	2
観光資源論	2
観光行動論	2
観光政策論	2
観光交通論	2
観光交流論	2
観光マーケティング論	2
サステナブルツーリズム論	2
観光地理学	2
観光社会学	2
地域観光論	2
観光マネジメント演習	2
食農マネジメント論1	2
食農マネジメント論2	2
フードビジネス論	2
アグリビジネス論	2
食品流通論	2
農業経済学	2
フードマーケティング論	2
食文化概論	2
食育と食生活論	2
6次産業化論	2
外食産業論	2
食品企業論	2
食品安全論	2
商品開発論	2
食農企画演習	2
地域イベント論	2
地域メディア論	2
現代文化論	2
非営利組織論	2
地域創造学特殊講義1	2

地域創造学特殊講義2	2
国際事情	4
国際コミュニケーション論	4
国際表現演習	4
国際特別演習	4
日本史概説1	2
日本史概説2	2
西洋史概説1	2
西洋史概説2	2
東洋史概説1	2
東洋史概説2	2
自然地理学概説1	2
自然地理学概説2	2
地誌学1	2
地誌学2	2
政治学概論1	2
政治学概論2	2
哲学概論1	2
哲学概論2	2
倫理学概論1	2
倫理学概論2	2

別表第2（第15条関係）

- 1 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」

授業科目	単位数
教育原論	2
教職概論	2
教育行政学	2
教育心理学	2
特別支援教育論	2
教育課程論	2
道徳教育論	2
特別活動と総合的な学習の時間の指導論	2

教育方法学	2
生徒・進路指導論	2
教育相談	2
教育実習1	2
教育実習2	2
教育実習事前・事後指導	2
教職実践演習（中・高）	2

2 「大学が独自に設定する科目」

授業科目	単位数
道徳教育論	2
社会問題論	2
社会教育概論1	2
社会教育概論2	2

3 「教科及び教科の指導法に関する科目」

(1) 国際学部国際学科

(英語)

授業科目	単位数
英語科教育論1	2
英語科教育論2	2
英語科教育論3	2
英語科教育論4	2

(2) 心理学部心理学科

(社会)

授業科目	単位数
日本史概説1	2
日本史概説2	2
西洋史概説1	2
西洋史概説2	2
東洋史概説1	2
東洋史概説2	2
人文地理学概説1	2
人文地理学概説2	2
自然地理学概説1	2

自然地理学概説2	2
地誌学1	2
地誌学2	2
社会科教育論1（地理歴史分野）	2
社会科教育論2（公民分野）	2
社会科・地理歴史科教育論	2
社会科・公民科教育論	2

（公民）

授業科目	単位数
社会科教育論2（公民分野）	2
社会科・公民科教育論	2

(3) 社会学部社会学科

（社会）

授業科目	単位数
社会科教育論1（地理歴史分野）	2
社会科教育論2（公民分野）	2
社会科・地理歴史科教育論	2
社会科・公民科教育論	2

（公民）

授業科目	単位数
社会科教育論2（公民分野）	2
社会科・公民科教育論	2

(4) 経済学部経済学科

（社会）

授業科目	単位数
哲学概論1	2
哲学概論2	2
倫理学概論1	2
倫理学概論2	2
社会科教育論1（地理歴史分野）	2
社会科教育論2（公民分野）	2
社会科・地理歴史科教育論	2

社会科・公民科教育論	2
------------	---

(地理歴史)

授業科目	単位数
社会科教育論1(地理歴史分野)	2
社会科・地理歴史科教育論	2

(公民)

授業科目	単位数
哲学概論1	2
哲学概論2	2
倫理学概論1	2
倫理学概論2	2
社会科教育論2(公民分野)	2
社会科・公民科教育論	2

(商業)

授業科目	単位数
商業科教育論1	2
商業科教育論2	2

(5) 経営学部経営学科

(社会)

授業科目	単位数
日本史概説1	2
日本史概説2	2
西洋史概説1	2
西洋史概説2	2
東洋史概説1	2
東洋史概説2	2
人文地理学概説1	2
人文地理学概説2	2
自然地理学概説1	2
自然地理学概説2	2
地誌学1	2
地誌学2	2

社会科教育論1（地理歴史分野）	2
社会科教育論2（公民分野）	2
社会科・地理歴史科教育論	2
社会科・公民科教育論	2

（公民）

授業科目	単位数
社会科教育論2（公民分野）	2
社会科・公民科教育論	2

（商業）

授業科目	単位数
職業指導論	2
商業科教育論1	2
商業科教育論2	2

(6) 地域創造学部地域創造学科

（社会）

授業科目	単位数
社会科教育論1（地理歴史分野）	2
社会科教育論2（公民分野）	2
社会科・地理歴史科教育論	2
社会科・公民科教育論	2

（公民）

授業科目	単位数
社会科教育論2（公民分野）	2
社会科・公民科教育論	2

別表第3（第16条関係）

博物館に関する科目

授業科目	単位数
社会教育概論1	2
社会教育概論2	2
博物館概論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2

博物館資料保存論	2
博物館展示論	2
博物館教育論	2
博物館情報・メディア論	2
博物館実習	3
東洋史概説1	2
東洋史概説2	2
西洋史概説1	2
西洋史概説2	2
日本史概説1	2
日本史概説2	2
人文地理学概説1	2
人文地理学概説2	2
地誌学1	2
地誌学2	2
日本史	2
アジア・オセアニア史	2
西洋史	2
人文地理学	2
芸術学	2
民俗学	2
文化人類学	2
ものの科学	2
生命の科学	2

別表第4（第17条関係）

社会教育主事の養成に係る社会教育に関する科目

授業科目	単位数
社会教育概論1	2
社会教育概論2	2
生涯学習支援論1	2
生涯学習支援論2	2
社会教育経営論1	2
社会教育経営論2	2

社会福祉学	2
環境経済学1	2
環境経済学2	2
都市・地域安全論	2
地域メディア論	2
災害復興論	2
社会問題論	2
人権問題論	2
犯罪社会学	2
特別支援教育論	2
職業指導論	2
博物館概論	2
博物館教育論	2
博物館情報・メディア論	2
社会教育実習	2
社会教育課題研究	2

別表第5 削除

別表第6 (第52条関係)

入学年度	2013年度
授業料	
その他の学費	
授業料	円 750,000
施設設備充実資金	245,000
計	995,000
実験実習費	30,000
(心理学科)	

2014年度入学生適用

	初年度納付金	2年次以降納付金
授業料		
その他の学費		
授業料		円

		750,000
施設設備充実資金	125,000	285,000
計	875,000	1,035,000
実験実習費 (心理学科)		30,000

2015年度・2016年度入学生適用

授業料 その他の学費	初年度納付金	2年次以降納付金
授業料		円 750,000
施設設備充実資金	155,000	315,000
計	905,000	1,065,000

2017年度入学生適用

授業料 その他の学費	初年度納付金	2年次以降納付金
授業料		円 750,000
施設設備充実資金	155,000	315,000
計	905,000	1,065,000
教育充実費 (国際教養学科)		30,000

2018年度・2019年度入学生適用

授業料 その他の学費	初年度納付金	2年次以降納付金
授業料		円 750,000
施設設備充実資金	155,000	315,000
計	905,000	1,065,000
教育充実費 (国際教養学部)		30,000

2020年度・2021年度入学生適用

授業料	初年度納付金	2年次以降納付金
-----	--------	----------

その他の学費		
授業料		円 850,000
施設設備充実資金	155,000	315,000
計	1,005,000	1,165,000
教育充実費 (国際教養学部)		30,000

2022年度入学生より適用

授業料 その他の学費	初年度納付金	2年次以降納付金
授業料		円 850,000
施設設備充実資金	155,000	315,000
教育充実費		30,000
計	1,035,000	1,195,000

なお、編入学、再入学生等については入学する学年の学費を適用する。

(2) 変更事項を記載した書類

< 変更の事由 >

1. 令和5年度より、法学部法律学科を設置する。

< 変更点 >

1. 第4条の設置する学部及び学科について、「法学部 法律学科」に関する記述を加える。
2. 第6条の学生定員についての表中「法学部 法律学科」に関する記述を加える。
3. 第13条の修得すべき所定の単位について、「法学部 法律学科」に関する記述を加える。
4. 第27条の授与する学位について、「法学部 法律学科」に関する記述を加える。
5. 別表第1(第11条関係) 授業科目について、「法学部 法律学科」に関する表を加える。
6. 附則の終わりに改正学則の附則として「施行年月日」を加える。

(3) 変更部分の新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

新		旧																																																																																											
<p>第4条 本大学に次の学部及び学科を置く。</p> <p>文学部 人文学科</p> <p>国際学部 国際学科</p> <p>心理学部 心理学科</p> <p>社会学部 社会学科</p> <p><u>法学部 法律学科</u></p> <p>経済学部 経済学科</p> <p>経営学部 経営学科</p> <p>地域創造学部 地域創造学科</p>		<p>第4条 本大学に次の学部及び学科を置く。</p> <p>文学部 人文学科</p> <p>国際学部 国際学科</p> <p>心理学部 心理学科</p> <p>社会学部 社会学科</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>経済学部 経済学科</p> <p>経営学部 経営学科</p> <p>地域創造学部 地域創造学科</p>																																																																																											
<p>第6条 本大学各学部及び学科の学生定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>編入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文学部</td> <td>人文学科</td> <td>180名</td> <td>5名</td> <td>730名</td> </tr> <tr> <td>国際学部</td> <td>国際学科</td> <td>150名</td> <td>5名</td> <td>610名</td> </tr> <tr> <td>心理学部</td> <td>心理学科</td> <td>220名</td> <td>10名</td> <td>900名</td> </tr> <tr> <td>社会学部</td> <td>社会学科</td> <td>350名</td> <td>7名</td> <td>1,414名</td> </tr> <tr> <td><u>法学部</u></td> <td><u>法律学科</u></td> <td><u>230名</u></td> <td><u>—</u></td> <td><u>920名</u></td> </tr> <tr> <td>経済学部</td> <td>経済学科</td> <td>400名</td> <td>10名</td> <td>1,620名</td> </tr> <tr> <td>経営学部</td> <td>経営学科</td> <td>443名</td> <td>7名</td> <td>1,786名</td> </tr> <tr> <td>地域創造学部</td> <td>地域創造学科</td> <td>230名</td> <td>—</td> <td>920名</td> </tr> </tbody> </table>		学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員	文学部	人文学科	180名	5名	730名	国際学部	国際学科	150名	5名	610名	心理学部	心理学科	220名	10名	900名	社会学部	社会学科	350名	7名	1,414名	<u>法学部</u>	<u>法律学科</u>	<u>230名</u>	<u>—</u>	<u>920名</u>	経済学部	経済学科	400名	10名	1,620名	経営学部	経営学科	443名	7名	1,786名	地域創造学部	地域創造学科	230名	—	920名	<p>第6条 本大学各学部及び学科の学生定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>編入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文学部</td> <td>人文学科</td> <td>180名</td> <td>5名</td> <td>730名</td> </tr> <tr> <td>国際学部</td> <td>国際学科</td> <td>150名</td> <td>5名</td> <td>610名</td> </tr> <tr> <td>心理学部</td> <td>心理学科</td> <td>220名</td> <td>10名</td> <td>900名</td> </tr> <tr> <td>社会学部</td> <td>社会学科</td> <td>350名</td> <td>7名</td> <td>1,414名</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経済学部</td> <td>経済学科</td> <td>400名</td> <td>10名</td> <td>1,620名</td> </tr> <tr> <td>経営学部</td> <td>経営学科</td> <td>443名</td> <td>7名</td> <td>1,786名</td> </tr> <tr> <td>地域創造学部</td> <td>地域創造学科</td> <td>230名</td> <td>—</td> <td>920名</td> </tr> </tbody> </table>		学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員	文学部	人文学科	180名	5名	730名	国際学部	国際学科	150名	5名	610名	心理学部	心理学科	220名	10名	900名	社会学部	社会学科	350名	7名	1,414名		<u>(新設)</u>				経済学部	経済学科	400名	10名	1,620名	経営学部	経営学科	443名	7名	1,786名	地域創造学部	地域創造学科	230名	—	920名
学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員																																																																																									
文学部	人文学科	180名	5名	730名																																																																																									
国際学部	国際学科	150名	5名	610名																																																																																									
心理学部	心理学科	220名	10名	900名																																																																																									
社会学部	社会学科	350名	7名	1,414名																																																																																									
<u>法学部</u>	<u>法律学科</u>	<u>230名</u>	<u>—</u>	<u>920名</u>																																																																																									
経済学部	経済学科	400名	10名	1,620名																																																																																									
経営学部	経営学科	443名	7名	1,786名																																																																																									
地域創造学部	地域創造学科	230名	—	920名																																																																																									
学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員																																																																																									
文学部	人文学科	180名	5名	730名																																																																																									
国際学部	国際学科	150名	5名	610名																																																																																									
心理学部	心理学科	220名	10名	900名																																																																																									
社会学部	社会学科	350名	7名	1,414名																																																																																									
	<u>(新設)</u>																																																																																												
経済学部	経済学科	400名	10名	1,620名																																																																																									
経営学部	経営学科	443名	7名	1,786名																																																																																									
地域創造学部	地域創造学科	230名	—	920名																																																																																									
<p>第13条 授業科目は、各学部の定める履修方法に従って、所定の単位を修得しなければならない。</p> <p>(1) 文学部 (略)</p> <p>(2) 国際学部 (略)</p> <p>(3) 心理学部</p>		<p>第13条 授業科目は、各学部の定める履修方法に従って、所定の単位を修得しなければならない。</p> <p>(1) 文学部 (略)</p> <p>(2) 国際学部 (略)</p> <p>(3) 心理学部</p>																																																																																											

<p>(略)</p> <p>(4) 社会学部</p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 法学部</u></p> <p>① <u>共通教育科目 28単位以上</u></p> <p>② <u>学科科目 62単位以上</u></p> <p><u>(6) 経済学部</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(7) 経営学部</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(8) 地域創造学部</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 社会学部</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) 経済学部</p> <p>(略)</p> <p>(6) 経営学部</p> <p>(略)</p> <p>(7) 地域創造学部</p> <p>(略)</p>
<p>第27条 本大学を卒業した者には、次のとおり学位を授与する。</p> <p>文学部</p> <p>人文学科 学士（文学）</p> <p>国際学部</p> <p>国際学科 学士（国際学）</p> <p>心理学部</p> <p>心理学科 学士（心理学）</p> <p>社会学部</p> <p>社会学科 学士（社会学）</p> <p><u>法学部</u></p> <p><u>法律学科 学士（法学）</u></p> <p>経済学部</p> <p>経済学科 学士（経済学）</p> <p>経営学部</p> <p>経営学科 学士（経営学）</p> <p>地域創造学部</p> <p>地域創造学科 学士（地域創造学）</p> <p>2 (略)</p>	<p>第27条 本大学を卒業した者には、次のとおり学位を授与する。</p> <p>文学部</p> <p>人文学科 学士（文学）</p> <p>国際学部</p> <p>国際学科 学士（国際学）</p> <p>心理学部</p> <p>心理学科 学士（心理学）</p> <p>社会学部</p> <p>社会学科 学士（社会学）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>経済学部</p> <p>経済学科 学士（経済学）</p> <p>経営学部</p> <p>経営学科 学士（経営学）</p> <p>地域創造学部</p> <p>地域創造学科 学士（地域創造学）</p> <p>2 (略)</p>
<p>別表第1（第11条関係）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学科科目</p> <p>(1) 文学部</p> <p>(略)</p>	<p>別表第1（第11条関係）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 学科科目</p> <p>(1) 文学部</p> <p>(略)</p>

(2) 国際学部

(略)

(3) 心理学部

(略)

(4) 社会学部

(略)

(5) 法学部

法律学科

(2) 国際学部

(略)

(3) 心理学部

(略)

(4) 社会学部

(略)

(新設)

<u>授業科目</u>	<u>単位数</u>
<u>法律基礎Ⅰ</u>	<u>2</u>
<u>法律基礎Ⅱ</u>	<u>2</u>
<u>法学研究法Ⅰ</u>	<u>2</u>
<u>法学研究法Ⅱ</u>	<u>2</u>
<u>ゼミナールⅠ</u>	<u>2</u>
<u>ゼミナールⅡ</u>	<u>2</u>
<u>ゼミナールⅢ</u>	<u>2</u>
<u>ゼミナールⅣ</u>	<u>2</u>
<u>法学入門</u>	<u>2</u>
<u>法哲学</u>	<u>2</u>
<u>法社会学</u>	<u>2</u>
<u>法制史</u>	<u>2</u>
<u>比較法</u>	<u>2</u>
<u>憲法Ⅰ</u>	<u>2</u>
<u>憲法Ⅱ</u>	<u>2</u>
<u>行政法Ⅰ</u>	<u>2</u>
<u>行政法Ⅱ</u>	<u>2</u>
<u>行政法Ⅲ</u>	<u>2</u>
<u>行政法Ⅳ</u>	<u>2</u>
<u>民法Ⅰ</u>	<u>2</u>
<u>民法Ⅱ</u>	<u>2</u>
<u>民法Ⅲ</u>	<u>2</u>
<u>民法Ⅳ</u>	<u>2</u>
<u>民法Ⅴ</u>	<u>2</u>
<u>刑法Ⅰ</u>	<u>2</u>
<u>刑法Ⅱ</u>	<u>2</u>
<u>商法Ⅰ</u>	<u>2</u>
<u>商法Ⅱ</u>	<u>2</u>
<u>商法Ⅲ</u>	<u>2</u>
<u>民事手続法Ⅰ</u>	<u>2</u>

<u>民事手続法Ⅱ</u>	<u>2</u>	
<u>民事手続法Ⅲ</u>	<u>2</u>	
<u>刑事手続法Ⅰ</u>	<u>2</u>	
<u>刑事手続法Ⅱ</u>	<u>2</u>	
刑事政策	<u>2</u>	
<u>国際関係法Ⅰ</u>	<u>2</u>	
<u>国際関係法Ⅱ</u>	<u>2</u>	
<u>国際取引法</u>	<u>2</u>	
<u>労働法Ⅰ</u>	<u>2</u>	
<u>労働法Ⅱ</u>	<u>2</u>	
社会保障法	<u>2</u>	
地方自治法	<u>2</u>	
環境法	<u>2</u>	
立法学	<u>2</u>	
消費者法	<u>2</u>	
知的財産法	<u>2</u>	
経済法	<u>2</u>	
法と政治	<u>2</u>	
法と経済	<u>2</u>	
法と政策	<u>2</u>	
法と心理	<u>2</u>	
ジェンダーと法	<u>2</u>	
科学技術と法	<u>2</u>	
行政倫理と自治体法務	<u>2</u>	
企業倫理と企業法務	<u>2</u>	
(6) 経済学部 (略)		(5) 経済学部 (略)
(7) 経営学部 (略)		(6) 経営学部 (略)
(8) 地域創造学部 (略)		(7) 地域創造学部 (略)
附則 この学則は、2023年4月1日から施行する。		

○追手門学院大学全学教授会及び学部会議に関する規程

2017年6月16日

制定

(趣旨)

第1条 本規程は、全学教授会及び学部会議について必要な事項を定める。

(全学教授会)

第2条 全学教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 大学全体の教育研究及び社会貢献に関する重要な事項で、全学教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- (2) 大学教員の意思統一に関する事項
- (3) 大学教員の研修に関する事項
- (4) その他大学の教育研究及び社会貢献に関する重要な事項

2 全学教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(構成)

第3条 全学教授会は、本学の学長・副学長・教授・准教授及び学部長補佐をもって構成する。

- 2 全学教授会が必要と認めるときは、専任講師及び助教を構成員とすることができる。
- 3 理事長は、全学教授会に出席することができる。
- 4 理事長が別に指名する者は、全学教授会に出席することができる。

(定足数)

第4条 全学教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。

- 2 国内研修又は海外研修中の者、療養・休職中の者、産前産後の休暇中の者、育児休業又は介護休業の者及び三か月以上にわたる事故により会議に出席することができないと認められた者は、定足数から除外する。

(招集及び議長)

第5条 全学教授会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 学長に事故あるときは、副学長がこれを代行する。

(会議の開催)

第6条 全学教授会は、原則として年3回会議を開く。ただし、学長の求めのあるときは、会議を開かなければならない。

(議案の提出)

第7条 会議に付議すべき議事の提出は、学長がこれを行う。

2 会議に提出する事項は、1週間前に構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(意見表明)

第8条 議事は、出席者の意見を聴いた後これを学長が集約し、全学教授会の意見として表明する。

(学部会議)

第9条 学部会議は、学校教育法第93条により、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、各学部の教育研究に関する重要な事項で、学部会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 学部会議は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(学部会議の構成)

第10条 学部会議は、当該学部学部長、副学部長、専任の教授・准教授及び学部長補佐をもって構成する。

2 学部会議が必要と認めるときは、専任講師及び助教を構成員とすることができる。

3 理事長及び学長は、学部会議に出席することができる。

4 理事長又は学長が別に指名する者は、学部会議に出席することができる。

(学部会議の定足数)

第11条 学部会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 国内研修又は海外研修中の者、療養・休職中の者、産前産後の休暇中の者、育児休業又は介護休業の者及び三か月以上にわたる事故により会議に出席することができないと認められた者は、定足数から除外する。

(学部会議の招集及び議長)

第12条 学部会議は、学部長がこれを招集し、その議長となる。

2 学部長に事故あるときは、副学部長がこれを代行する。

(学部会議の開催)

第13条 学部会議は、原則として毎月1回会議を開く。ただし、学部長の求めのあるときは、会議を開かなければならない。

(学部会議の議案の提出)

第14条 学部会議に付議すべき議事の提出は、学部長及び学長がこれを行う。

2 学部会議に提出する事項は、1週間前に構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(学部会議の意見表明)

第15条 議事は、出席者の意見を聴いた後これを学部長が集約し、学部会議の意見として表明する。

2 前項の規定にかかわらず、学位の取消等、他の規程に別段の定めがあるものは、その規程に定める意見を表明する。

(公開)

第16条 会議の議事次第は個人情報を除き、原則として公開する。

(議事録)

第17条 会議の議事については議事録を作成し、学長に報告しなければならない。

(事務の所管)

第18条 全学教授会に関する事務は、大学政策課の所管とする。

2 学部会議及び機構会議に関する事務は、教務課の所管とする。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、大学教育研究評議会の議を経て、常任理事会が決定する。

附 則

1 この規程は、2017年7月1日から施行する。

2 この規程の制定により、追手門学院大学学部教授会規程(2015年3月14日制定)及び追手門学院大学基盤教育機構教授会規程(2013年2月22日制定)は2017年6月30日をもって廃止する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。